

○厚生労働省告示第三百六十号

医療機器及び体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令（平成十六年厚生労働省令第六十九号）第四条第一項の規定に基づき、医療機器及び体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令第四条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する医療機器（平成十七年厚生労働省告示第八十四号）の一部を次のように改正する。

平成二十六年九月十七日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

本文に次のように加える。

- 813 気管支サーモプラスチック用カテーテルシステム
- 814 経皮的血管内弁カッタ付カテーテル